

## 第3次名張市定員管理方針（案）について

### 1. 趣旨

定員管理方針は、多様化・高度化する市民ニーズへの的確な対応が求められる中で、良好な行政サービスを継続できる組織体制の方向性を示すものとして定めています。現在の第2次名張市定員管理方針の対象期間が令和7年度で満了することから、令和8年度から令和12年度までの5年間を対象期間とする第3次名張市定員管理方針を策定します。

### 2. 対象期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

### 3. 対象職員

対象とする職員は、次の者とします。

- (1) 一般職の職員（消防職、パートタイム会計年度任用職員を除きます。）
- (2) 再任用職員
- (3) 任期付短時間勤務職員

### 4. 定員管理における方針

#### (1) 職員年齢構成

第2次定員管理方針に引き続き、職員年齢構成の平準化を図ります。

#### (2) 労働力の確保

第2次定員管理方針と同水準を目標としつつ、市立保育所の閉園等を踏まえ、目標値は500人とします。

なお、育児休業取得者が一定数発生していることを踏まえ、育児休業等の取得状況に応じた弾力的な定員管理を行うため、目標値に対し上限値を設けることとし、上限値は過去の育児休業取得者の実績から511人とします。

#### (3) 市民1万人当たりの職員数

上記(1)、(2)及び東海地区の類似団体、三重県内の市のいずれにおいても約7割が市民1万人当たりの一般行政部門職員数が50人以上となっていることや人口減少が見込まれるものの一定の行政サービスを維持する観点から直ちに減員はできないことを踏まえ、50人程度を目標とします。

## 5. 方針の取組

- (1) 組織及び事務の見直しとDX、公民連携の推進
- (2) 再任用職員及び任期付職員など多様な人材の活用
- (3) 定年延長制度への対応と職員の年齢構成の平準化に向けた職員採用試験の実施
- (4) 役職者管理の視点
- (5) 人材育成の推進
- (6) 心身の不調による休職を未然に防ぐ取組、休職者の復職支援
- (7) 会計年度任用職員等の適正な人員配置

## 6. 推進管理

- (1) 定員管理状況の公表
- (2) 方針の見直し

## 7. 今後のスケジュール

2月中下旬 市ホームページにて公表